

総合科学技術・イノベーション会議 重要課題専門調査会 地域における人とからしのワーキンググループ運営規則

平成 27 年 12 月 21 日

一部改正 平成 28 年 8 月 8 日

地域における人とからしのワーキンググループ

(目 的)

第 1 条 本運営規則は、総合科学技術・イノベーション会議重要課題専門調査会（平成 27 年 12 月 11 日一部改正）の「(3). ワーキンググループの設置について」に基づき設置された「地域における人とからしのワーキンググループ」（以下、「WG」という。）の円滑な運営を行うことを目的に、本WGの専門性に鑑みて総合科学技術・イノベーション会議運営規則（平成 13 年 1 月 18 日総合科学技術会議決定（平成 26 年 5 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議改正））及び重要課題専門調査会議事運営規則（平成 25 年 10 月 11 日総合科学技術会議決定（平成 26 年 11 月 27 日総合科学技術・イノベーション会議重要課題専門調査会一部改正））に加え定めるものである。

(所 掌)

第 2 条 本WGでは、科学技術基本法第 9 条に基づく科学技術基本計画に掲げる重要な課題のうち以下の事項のフォローアップを行うほか、重点化対象施策（科学技術重要施策アクションプラン対象施策）で特定された施策の推進のためのフォローアップ等に係る調査・検討を行う。

- (1) 第 5 期科学技術基本計画 第 3 章の (1) ②ii)「持続可能な都市及び地域のための社会基盤の実現（地域における包括的ライフケア基盤システムの構築）」に関する事項
- (2) 科学技術イノベーション総合戦略 2015 第 2 部 第 2 章 IV. iv)「地域包括ケアシステムの推進」に関する事項
- (3) 科学技術イノベーション総合戦略 2016 第 2 章 (1) II iii)「健康立国のための地域における人とからしシステム（「地域包括ケアシステムの推進」等）」に関する事項
- (4) 前各号に掲げる事項に附帯する事項

2 WGが、前項の調査・検討事項の議決内容について戦略協議会等と共有し、意見を求めることを必要と認めた場合、WGの座長は戦略協議会等の座長に議決する内容について連絡する。

(組 織) 第3条 WGは、構成員から構成する。

2 WGに、専門的事項を調査・助言させるため必要がある時は、専門構成員を置くことができる。

3 WGに、特別の事項を調査させるため必要がある時は、臨時構成員を置くことができる。

(構成員等)

第4条 WGの構成員は次のとおりとする。なお、1号から4号については、最低1名を構成員としなければならない。

(1) 総合科学技術・イノベーション会議 重要課題専門調査会 専門委員

(2) 関係する分野に係る学術等に関係する有識者

(3) 関係する分野に係る事業等に関係する有識者

(4) 関係する分野の視点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者

(5) 座長が必要と認める者

2 専門構成員は、特定の学術等分野に関し学識経験等のある者であって、継続的にWGに対して特定分野の専門的見地から調査、助言等を行う者のうちから、座長が指名した者。

3 臨時構成員は、特定の事項に関し学識経験等がある者であって、特定の事項に関する調査、助言等を行う者のうちから、座長が指名した者。

(構成員の任期等)

第5条 構成員の任期は、1年とする。ただし、補欠等の構成員の任期は、前任者等の残任期間とする

2 専門構成員の任期は、構成員と同じとする。なお、補欠等の専門構成員の任期は、前任者等の残任期間とする。

3 臨時構成員は、該当する専門事項に関する調査等が終了したときは、解任されるものとする。なお、調査等の期間が構成員の任期を越える場合は、改めて指名を行うものとする。

4 構成員、専門構成員、及び臨時構成員（以下「構成員等」という。）は、再任されることができる。

(座 長)

第6条 WGに座長を置き、構成員（専門構成員、及び臨時構成員は、含まない。）の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、WGを代表する。

- 3 座長に事故等あるとき、予めその指名する構成員が、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 WGは、構成員（専門構成員、及び臨時構成員は含まない。）の過半数が出席しなければ、議決することができない。

- 2 WGの議事は、構成員（専門構成員、及び臨時構成員は含まない。）で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。
- 3 WGに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。
- 4 WGを欠席する構成員は、座長を通じて、当該WGに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 5 専門構成員、及び臨時構成員は、座長が必要と判断した場合は、WGに出席することができる。
- 6 WGに属する専門構成員、及び臨時構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させることはできない。
- 7 WGに出席しない専門構成員、及び臨時構成員は、座長を通じて、当該WGに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(公 開)

第8条 WGの会議は原則公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが必要と判断したときは、WGの会議を非公開とすることができる。

- 2 WGの会議を公開しないこととしたときは、その理由を公表しなければならない。

(議事録)

第9条 WGの会議の議事録は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認めたときは、WGの決定を経て議事録のその全部又は、一部を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定により、WGの会議の議事録の全部又は、一部を非公開としたときには、その理由を公表しなければならない。また、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。
- 3 議事録、議事録の非公開理由、議事要旨は、適切な方法により公開しなけ

ればならない。

（資料の提出等の要求）

第 10 条 WG は、その所掌を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関等の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 座長が必要と認めたときは、WG に属する構成員等以外の者に対し、会議に資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶 務）

第 11 条 WG の庶務は、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付重要課題達成担当参事官（人・くらし担当）付において処理する

（雑 則）

第 12 条 この運営規則に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項は、座長が WG に諮って定めるものとする。

附則

（施行日）

本運営規則は、平成 27 年 12 月 21 日から施行する。